

議案第 24 号

上越市地域情報通信基盤整備事業分担金徴収条例の一部改正について

上越市地域情報通信基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市地域情報通信基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

上越市地域情報通信基盤整備事業分担金徴収条例（平成 20 年上越市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

別表中「並びに柿崎区東谷内、川田、高畑、岩手、下灰庭新田、芋島、芋島新田、松留、上中山、猿毛、猿毛新田、城腰、水野、下牧、平沢、岩野、米山寺、東横山及び黒岩」を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。